

株式会社 吉本興業 行動計画

全ての社員が、仕事と子育てを両立しながら、その持てる能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域社会に貢献し、より上質の福祉サービスを提供するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年1月1日から平成31年12月31日（3年間）

2. 内容

○雇用環境の整備に関する事項

1 育児をしている労働者を対象とする取組に関する事項

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員 計画期間内に1人以上取得すること。

女性社員 取得率を70%以上にすること。

〈対策〉

- 平成29年1月
 - ①男性社員も育児休業が取得できることを、会報等を通じ、定期的に周知を図る
 - ②社員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることができる窓口を開設する
- 平成29年4月
 - ③各部門の管理職に対して育児支援措置に関する研修を実施する
 - ④各部門に対して育児支援措置に関するマニュアルを配布し、各部門単位で従業員に育児支援措置について周知・教育する

目標2 計画期間中に育児休業後に社員が復職しやすくするため、休業中の社員に資料送付等による情報提供を行なう制度を導入・実施する。

〈対策〉

- 平成29年4月以降
 - ①社員及び休業者に対してのアンケート調査、検討開始
- 平成30年4月以降
 - ②制度の導入、管理職研修及び部門単位の研修及び社内報による周知
- 平成31年4月以降
 - ③休業者に対する定期的な情報提供

目標3 計画期間中に出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する。

〈対策〉

- 平成29年 4月以降 ①退職者のリストアップ及び対象者選定
- 平成30年 1月以降 ②再雇用プロジェクトチームの設置
- 平成31年 1月以降 ③再雇用者への研修プログラム作成

2 育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組に関する事項

目標1 所定外労働時間の削減を推進する。

〈対策〉

- 平成29年 4月以降 ①社員の所定外労働時間のデータを集計・分析
- 平成29年10月以降 ②削減する所定外労働時間の目標を設定する
- 平成30年 4月以降 ③目標達成のための施策及び計画を立てる
- 平成31年 4月以降 ④制度についての、管理職研修及び部門単位の研修及び社内報による周知
- 平成31年 8月以降 ⑤制度の導入、及び定期的なデータの集約

3. 推進体制

- ①社長を本部長とする推進本部を設置する。
- ②労使による協議委員会を設置する。